

法人“ビリング ONE”利用規約

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

NTTファイナンス株式会社（以下「当社」といいます。）は、法人“ビリングONE”利用規約（以下「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づき法人“ビリングONE”（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。

3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

第2条（利用規約の変更）

当社は、利用規約及びそれに付随するサービス利用マニュアルその他の文書（以下「利用規約等」といいます。）を変更することができるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約等によります。

2 利用規約等の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を別途定める方法で事前に通知又は周知するものとします。ただし、個々の通知又は周知を契約者が認知していない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

利用規約では、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
対象事業者	当社が定める本サービス取込み対象事業者

第4条（サービスの種別）

本サービスで提供する基本サービスは次のとおりとします。

(1) 一括請求サービス

当社が契約者に代わり対象事業者に対して、契約者が利用した対象事業者の料金（以下「対象事業者料金」といいます。）の支払を代行し、契約者に対して、支払代行した対象事業者の料金を毎月まとめて一括にて請求するサービス。

(2) 請求データ提供サービス

契約者が利用した対象事業者の利用料金や本項各号に定める本サービスの利用料金に関する一括請求編集データ・仕訳編集データ等を一定期間保存し、Webによりその内容を提供するサービス。

(3) その他、前各号に附帯するサービス

2 本サービスの詳細は、別途当社が提示するサービス利用マニュアル等（以下「利用マニュアル」といいます。）によるものとします。

第5条（サービスの提供区域）

本サービスの利用は、特に定めのない限り日本国内での利用のみを保証し、国外からの利用については、一切保証しません。

第6条（サービスの提供条件）

本サービスにおける基本的な技術事項は、利用マニュアルに定めるとおりとします。

2 契約者は、本サービス利用に関して、対象事業者への手続が必要となる場合には、当該手続を当社に委任するものとし、これらの手続に必要な書類等を当社に提出するものとし、また、契約者は、当社が本項に定める手続を第三者に再委託する場合があること及び手続書類を第三者に提供する場合があることに予め承諾するものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

3 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な対象事業者との契約に関する情報を、当社からの要求に従い開示するものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

4 契約者は、一括請求サービスの対象とする対象事業者との契約を追加又は変更する場合は、その旨を当社所定の変更申込書等により当社に申込むものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

5 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

6 契約者が本サービス利用のために自ら用意する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等（以下「契約者設備等」といいます。）に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において契約者設備等が原因と判断できるときは、当社は契約者に対し、契約者設備等が利用マニュアルに定める技術基準等に適合していることの検査を行い、その結果の提出を求めることができるものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

7 当社は、前項の検査結果その他により、契約者設備等が技術基準等に適合していないことが判明した場合その他当社の提供するサービスに支障が生じる恐れがある場合には、契約者に対し当該契約者設備等の利用の中止及び技術基準等への適合その他の対処を求めることができるものとし、契約者はこれに従わなければならないものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

8 契約者は、本サービスの利用に際し、当社、対象事業者が本サービスの利用に関するアクセスログを記録することがあることに同意するものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

9 契約者は、当社が定める利用マニュアルの記載以外の操作を行ってはならないものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。利用マニュアル記載外の操作を行ったことによる契約者の本サービス利用に伴う各種データの消失若しくは漏洩については、当社は一切の責任を負わないものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

10 契約者は、本サービスの利用に際し、対象事業者が提供する Web 料金管理サービスのユーザーID 及びパスワードを当社に提供し、請求明細データ取得の目的で当社が利用することに同意し、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

第7条（支払代行）

一括請求サービスにおける支払代行について、対象事業者に対して届出等の手続が必要な場合は、契約者の責任において実施するものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

2 当社は対象事業者料金を対象事業者の定める支払期日に契約者に代行して支払います。なお、当社の責により支払期日を超えて支払ったときは、その期間に相当する遅延損害金等は当社が負担します。

3 当社は、契約者と対象事業者との間の利用規約に基づくサービス利用若しくは利用料金等に関する紛争に関しては、前項に定めるもの以外は一切の責任を負いません。

4 当社は、契約者が第14条（認証IDの付与）第2項、第16条（認証IDの承継）、第18条（認証IDの利用停止・廃止）第2項、第39条（利用停止）第1項又は第59条（第三者利用）第2項に該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、支払代金を停止することができるものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。なお、当社は、本支払停止により、契約者に発生した損害及び契約者と対象事業者との間の紛争についての一切の責任を負わないものとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

第8条（電子文書の利用）

一括請求サービス利用に際し、契約者が電子請求書、電子口座振替事前通知書、電子領収証（以下「電子文書」といいます。）を利用する場合、当社に申請することとし、また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

2 当社は、契約者に電子文書への電子署名時に利用する電子証明書について当社所定の方法により事前に開示します。

3 当社は、契約者に文書を送付するときに電子文書を利用して送信することができるものとします。契約者は、当社からの電子文書を受信した際は、署名検証及び電子証明書の内容確認を実施し、電子文書の真正性を常に確認するものとし、契約者が署名検証作業を怠ったことに起因する損害に関して当社が一切責任を負わないことに同意するものとします。また、万が一、改竄、なりすまし等の発生の結果、署名検証結果が無効な場合は、契約者は、当社に速やかに連絡し、しかるべき処置を協議することに同意するものとします。

4 当社及び契約者は、電子文書を法律の定めるところに従い、必要期間保管するものとします。

5 当社は、何らかの事情により電子文書の利用ができない場合には、電子文書に代わる文書を送付する場合があります。この場合、電子文書による再度の通知は行わないものとします。

第9条（第三者への委託）

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営（申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続を含む）にかかわる業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示します。

第10条（他社サービスの利用）

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等（以下「他社サービス」といいます。）を利用することができるものとします。

2 前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約が締結されたものとみなします。

3 契約者は、当社が他社サービスの提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者に通知する場合があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱い、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。

4 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、他社サービスの提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

第11条（サービスの終了）

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等（契約者に対して非開示の内容を含む）を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する3か月前までに通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する2か月前までに通知します。

4 当社は、前2項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

5 前3項にかかわらず、本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

6 当社は、第 2 条（利用規約の変更）に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

第 2 章 契約者情報登録

第 12 条（契約者情報の登録）

本サービスの申込者（以下「申込者」といいます。）は、本サービスの利用申込を行う前に、利用規約を承諾のうえ、本サービスの利用に必要な情報（以下「契約者情報」といいます。）を当社に登録するものとします。

2 当社は、前項の登録において、申込者に対し、登録内容の確認のため、資料提出を求めることができるものとします。

3 契約者（申込者を含む、以下同じ）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び提供契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

4 契約者は、登録時、利用申込時、サービス利用時その他当社に提出する資料その他で個人情報が含まれる場合、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

第 13 条（契約者の限定）

契約者は、法人（法人番号の指定を受けた者をいう、以下同じ）のみとします。ただし、当社が法人と同等であると認めた者については、契約者となることができるものとします。

2 前項に該当しない者が利用申込をした場合、当社はこれを拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

第 14 条（認証 ID の付与）

第 23 条（契約の成立）第 1 項に基づき利用契約が成立した場合、当社は、1 人の申込者に対して 1 つの認証 ID 及びパスワードを定め、申込者に認証 ID を付与します。なお、当社が別途書面等で許可した場合にかぎり、契約者は、複数の認証 ID を利用できるものとします。また、当社はいつでもその許可を取り消すことができるものとします。

2 当社は、次の場合には認証 ID を付与しない、又は付与した認証 ID の利用を停止することができるものとします。

- (1) 契約者が過去に当社の提供するサービスにおいて、規約等に違反する行為を行ったことがあるとき
- (2) 契約者情報に虚偽を登録したとき
- (3) 当社の書面等による許可なく複数の認証 ID を利用したとき、又は当社が複数の認証 ID の利用の許可を取り消したとき
- (4) 第 12 条第 2 項その他利用規約に定める当社からの資料提出依頼を拒否したとき
- (5) 契約者が未成年者その他制限行為能力者であることが判明したとき
- (6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき

3 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込に対しその旨を通知します。

第 15 条（契約者情報の変更）

契約者は、契約者情報に変更があったときは、すみやかに登録変更手続をするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

2 前項により契約者情報に変更された場合には、当該認証 ID により締結された本サービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）における契約者の情報もすべて変更されるものとします。

3 契約者が前項に定める登録変更手続を行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

第 16 条（認証 ID の承継）

契約者である法人又は当社が法人と同等であると認めた者が合併又は会社分割、営業譲渡などにより権利主体が変更になった場合は、承継人（又は相続人、以下同じ）はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。承継人が第 14 条（認証 ID の付与）第 2 項各号に該当、又は利用契約が第 39 条（利用停止）に該当して利用停止となっている場合には、当社は承継を不承諾とすることができ、当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該認証 ID の利用を停止し、その旨を当該承継人に通知します。当社が停止しなかった場合、承継人は当該認証 ID 及びそれに紐づく利用契約に係る一切の権利義務を承継するものとします。

第 17 条（認証 ID の地位の譲渡）

契約者は、認証 ID を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの（以下「譲受者」といいます。）と共に当社に申込みものとします。

2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者及び譲受者の本人確認のために資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を当社所定の方法で、譲受者に通知します。

4 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に負っている利用契約に基づく一切の債務を継承するものとします。

5 当社は、譲受者が第 14 条（認証 ID の付与）第 2 項各号に該当する場合又は利用契約が第 39 条（利用停止）に該当し、利用停止となっている場合には、譲渡申込を拒否することができるものとします。

第 18 条（認証 ID の利用停止・廃止）

契約者は、当社所定の申し込みにより認証 ID を停止することができるものとします。

2 当社は、契約者に次に掲げる事由があるときは、契約者に通知することなく、認証 ID の利用の一部又は全部を停止することができるものとします。

(1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき

(2) 第 4 章（契約者の義務）の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき

(3) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(5) 収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき

(6) 契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より料金の支払停止の通告があったとき

(7) 当社が提供する他のサービスで利用契約違反があったとき

(8) 当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき

(9) 契約者の不正又は違法な行為により当社若しくは対象事業者に損害を与えたとき

(10) その他、当社が不適切と判断するとき

3 認証 ID が利用停止となり、相当期間その停止原因が解消されない場合には、当社は、契約者に通知することなく、認証 ID を廃止することができるものとします。

4 本条の規定により認証 ID を停止又は廃止したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先電子メールアドレス（以下「連絡先メールアドレス」といいます。）にその旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

5 本条の規定により認証 ID を停止又は廃止したことにより契約者に損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 3 章 契約

第 19 条（契約の単位）

本サービスの提供に関する契約（以下「利用契約」といいます）は、次の単位毎に一つの利用契約を締結するものとします。

- (1) 一括請求サービス：当社が定める本サービス利用申込書単位
- (2) 請求データ提供サービス：当社が定める本サービス利用申込書単位

第 20 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、当社が契約者に対し提示する料金表に記載のとおりとします。なお、料金表に記載がない場合は、認証 ID を付与した日（以下「利用開始日」といいます。）から起算し、1 年間とします。

2 最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責により利用契約が終了した場合には、別表 1 に定める解約金に最低利用期間の残存月数（端数は切り上げるものとします。）を乗じた金額その他の利用契約に係る残債務を当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。ただし、当社は、その事情を勘案し、支払額の一部若しくは全部の免除、又は支払期限の延期をすることができるものとします。

第 21 条（契約申込）

申込者は、利用規約等を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法により申込みものとします。

2 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。

3 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な対象事業者との契約に関する情報を、当社からの要求に従い開示するものとします。また、対象事業者との契約が変更になった場合も同様とします。

4 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

5 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

第 22 条（保証金）

当社は、第 21 条（契約申込）第 5 項に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、利用申込を承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額（将来発生することが合理的に見込まれる額を含む）に基づき、当社が算定することができるものとします。

また、当社は6ヶ月毎に、又は利用状況若しくは契約者の信用状況が変化した場合、保証金の額を見直すことができるものとします。

2 前項の場合（見直しの結果、保証金が増額となる場合を含む）、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、ただちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、ただちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充実に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

8 当社は、第4項に定める場合以外、保証金を処分致しません。

9 当社は、本条に定める保証金の預入に代わり、概算請求支払等の支払精算方法を適用することができるものとします。この場合の支払精算方法は料金表に記載します。

10 本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

第23条（契約の成立）

当社が申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。

2 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社に相当な事由がある場合には、その順序を変更することができるものとします。

3 当社は、次の場合には利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

(1) 申込者が第39条（利用停止）第1項又は第2項のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき

(2) 申込者が過去に第39条（利用停止）第1項又は第2項のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき

(3) 申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき（記載された連絡先への通知が未達となる場合を含む）、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他申込者の意思を確認できないとき

(4) 申込者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなかったとき

(5) 申込者が未成年その他制限行為能力者であって保護者の同意を得ていないとき

(6) 第21条（契約申込）第5項に定める審査の結果、当社の定める審査基準を満たさないとき

(7) 対象事業者が本サービスの適用を承認しなかったとき。

(8) 前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を拒否し、又は承諾を取り消した場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

第 24 条（サービス内容等の変更）

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更申し込みにあたりは、第 12 条（契約者情報の登録）及び第 21 条（契約申込）の規定を準用します。

2 当社は、申込者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第 1 項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第 1 項の申込があった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

5 第 22 条（保証金）の規定は、本条に定める対象事業者との契約の追加若しくは変更の場合にも準用します。

第 25 条（契約者情報の変更）

契約者は、契約者情報に変更があったときは、すみやかに登録変更手続をするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

2 契約者が前項に定める登録変更手続を行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

第 26 条（契約者の地位の承継）

契約者である法人が合併又は会社分割などにより、契約者の地位の承継が行われた場合は、承継人はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。第 16 条（認証 ID の承継）に準じ、当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 30 日以内に、当該承継人に書面による通知をすることにより利用契約を解除することができるものとします。当該期日までに当社が解除しなかった場合、承継人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

2 前項の場合、法律上地位を承継できる者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。当社は、本項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継できる者のうち 1 人を承継人とみなして、代表者として取り扱うものとします。

第 27 条（契約者の地位の譲渡等）

契約者は、利用契約から生じる契約上の地位の一部又は全部を、利用規約等に定める場合を除き、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

第 28 条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の 30 営業日前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとします。

2 当社は、前項に定める通知を受領したときは、契約者に対して各サービスの提供終了日を含む利用契約の終了日を通知するものとします。

第 29 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。この場合、当社は一括請求サービスによる対象事業者への支払代行を直ちに停止し、その内容を対象事業者へ通知するものとします。

- (1) 第 18 条（認証 ID の利用停止・廃止）第 2 項又は第 39 条（利用停止）第 1 項に基づき当社が認証 ID の利用又は本サービスの提供を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 第 39 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (3) 契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (5) 契約者が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け又は自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
- (6) 契約者が、民事再生手続、会社更生手続の開始又は破産を申し立てられ若しくは申し立てたとき
- (7) 営業の全部若しくは重要な一部を譲渡若しくはその決議をしたとき又は資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき
- (8) 前 3 号の他契約者の信用状態に重大な変化が生じるなど、利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (9) 当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき
- (10) 第 11 条（サービスの終了）に基づき、当社が本サービスを終了するとき
- (11) 契約者が利用申込書又は契約者情報に虚偽の事実を記載又は登録したとき

2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し連絡先メールアドレスに解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

3 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

第 4 章 契約者の義務

第 30 条（利用責任者）

本サービスの利用にあたり、契約者は予め利用責任者を選任し、その連絡先（住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項）を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

3 前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

第 31 条（認証 ID 及びパスワードの管理）

契約者は本サービスにて提供される認証 ID 及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社又は第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

2 付与された認証 ID 及びパスワードを用いて行われる申込、届出、本サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3 契約者は、認証 ID 及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、認証 ID 及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、認証 ID 及びパスワードの漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にパスワードを変更することができるものとします。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

6 当社は、契約者からの認証 ID 及びパスワードに関する問合せについて、第 30 条（利用責任者）に定める利用責任者からの問合せにのみ回答するものとし、その回答は第 30 条（利用責任者）に定める連絡先に郵送により送付するものとします。

第 32 条（提供情報の維持、秘密保持）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

2 契約者は、利用契約に関して知り得た当社及び第三者の業務上の機密並びに利用契約の内容（料金等の契約条件を含む）を第三者に開示又は漏洩してはなりません。ただし、次の各号に該当するものは対象としません。

- (1) 開示のときに既に公知であった情報
- (2) 契約者が当社の情報に依存せずに独自に開発・発見した情報
- (3) 開示のときに契約者が正当な権限に基づき既に所有していた情報
- (4) 開示後に契約者の責に帰することのできない事由によって公知となった情報
- (5) 開示後に契約者が守秘義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
- (6) 法令に基づき開示が義務づけられた情報

第 33 条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

第 34 条（利用基準の遵守）

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法（以下「利用基準」といいます。）を遵守して、本サービスを利用するものとします。

第 35 条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、若しくはそのおそれのある行為、又はそれに類似する行為
- (2) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、又はそれに類似する行為
 - (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為
 - (5) 当社若しくは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社若しくは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、又はそれに類似する行為
 - (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為
 - (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）若しくはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為
 - (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、又はそれに類似する行為
 - (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、又はそれに類似する行為
 - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、又はそれに類似する行為
 - (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為
 - (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (16) 第三者の通信に支障を与える方法若しくは態様で本サービスを利用する行為、又はそのおそれのある行為
 - (17) 当社又は第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社又は第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法又は態様で本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、又はそれに類似する行為
 - (18) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、及びそれに類似する行為
 - (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害する若しくはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、又はそのおそれのある行為
 - (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話又は有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
 - (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為
 - (22) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、又はそれに類似する行為
 - (23) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法又は態様で本サービスを利用する行為
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。
- 3 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第 39 条（利用停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

第 5 章 サービスの制限

第 36 条（非常時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の不可抗力による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

第 37 条（サービスの制限等）

当社は、第 36 条（非常時の利用の制限）の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測される時、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

2 当社は、本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報（以下「契約者管理データ等」といいます。）が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

3 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定の IP アドレス、国・地域等からのアクセスを制限し、又は一時的利用を中止することができるものとします。

4 当社は、本条に規定するサービスの制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報及び当社設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

第 38 条（提供中止）

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社又は他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第 39 条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第 4 章（契約者の義務）の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 本サービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
- (4) 収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用できなくなったとき
- (5) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (6) 当社が提供する他のサービスにて、利用規約違反があったとき
- (7) 当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (8) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (9) 契約者の不正又は違法な行為により当社若しくは対象事業者に損害を与えたとき
- (10) その他、当社が不適切と判断するとき

2 前項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する必要があることを契約者は、予め承諾するものとします。

3 当社は、契約者が第 1 項各号に該当したときは、第 1 項の措置に加え、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

4 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

第 40 条（免責）

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

第 6 章 料金等

第 41 条（料金）

本サービスの料金及び利用契約上の手続に関する手数料（以下併せて「料金」といいます。）は、当社が契約者に対し提示する料金表のとおりとします。

第 42 条（料金等の支払義務）

契約者は、第 41 条（料金）に定める料金及び当社が契約者に代わり支払代行をした対象事業者料金（以下併せて「料金等」といいます。）を支払う義務を負います。なお、契約者は、利用契約が終了した場合、終了月分まで本サービスの料金を支払うものとし、終了日が月の途中でであっても、日割り計算はしないものとします。

2 初期費用は、利用開始の有無に係わらず、利用契約が成立又は利用契約上の手続をした時点で、支払義務が発生します。

3 第 39 条（利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとみなします。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負いません。

4 第 39 条（利用停止）の規定以外の事由により本サービスの提供が中止された場合であって、本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じ）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときには、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金は、支払を要しません。

5 第 23 条（契約の成立）第 3 項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、その取り消しまでの期間における契約が成立した場合と同額の損害金を、当社は利用申込者に対して請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

6 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第 43 条（料金等の支払方法）

契約者は、料金等を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社又は金融機関等が指定する期日に支払うものとし、その場合の銀行振込手数料等は、契約者が負担するものとし、

(1) 口座振替

(2) 請求書払

2 支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

3 当社は、第 1 項により定められた支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所（法人の場合登記上の住所を含む）、連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとし、この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとし、

4 当社は、契約者の依頼に基づき、請求書その他の料金支払いに関する文書を複数箇所に分割して送付することに応じる（分割数によっては有償となる場合があります。）こととします。なお、この場合でも、料金等の支払義務は、契約者が負うものとし、

第 44 条（割増金）

当社は、契約者が料金等その他利用契約に係る債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求することができるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとし、

第 45 条（延滞損害金）

当社は、契約者が料金その他の利用契約に係る債務について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとし、

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。

第 46 条（割増金等の支払方法）

第 44 条（割増金）及び第 45 条（延滞損害金）に定める割増金、延滞損害金の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとし、

第 47 条（消費税等）

契約者が当社に対し利用契約に係る債務を支払う場合に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとし、

第 48 条（端数処理）

当社は料金その他の計算で、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 49 条（入金案内業務の委託）

契約者は、料金等の当社が有する債権の入金案内業務を、当社が第三者に委託することを予め承諾するものとし、

第 50 条（支払証明）

契約者は、当社が定める申請方法により、支払済みの料金等に関する支払証明書を請求することができます。なお、支払証明書の発行には、1枚毎に400円（税込440円）と印紙税相当額の発行手数料及び郵送料（実費）が必要となります。

2 支払証明書の請求は、当該料金の支払日から1年以内とします。

第 7 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第 51 条（ソフトウェアの著作権等）

本サービスに伴い、契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

第 52 条（ソフトウェア等の管理）

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとします。

- (1) 契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 提供ソフトウェア等の利用に関し、第 51 条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること

第 53 条（データの取り扱い）

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。

2 契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

3 契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。

4 契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第 54 条（データの利用）

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複製、複製、解析等の利用をすることができるものとします。ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データ等を、前項その他利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、確認、利用その他の措置をし又は第三者に開示、提供しないものとします。

第 55 条（データの消去）

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去するものとし、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接又は間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

第 8 章 損害賠償

第 56 条（責任の制限）

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとし、

2 本サービスに関連して当社が機器・ソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとし、

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとし、

4 前 2 項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 本サービスの提供に関連して当社が契約者に損害賠償責任を負う場合、弊社は、障害等の損害賠償責任の原因が生じた時点における契約者との契約内容の月額料金を限度として損害の賠償をします。ただし、予見の有無及び可否を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとし、

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

第 57 条（免責）

第 56 条（責任の制限）の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、第 56 条（責任の制限）に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとし、

第 9 章 雑則

第 58 条（注意喚起）

当社は、不正アクセス、クラッキング、アタック等のサイバー攻撃やウィルス感染等（以下「サイバー攻撃等」といいます。）による異常な通信の発生又はそのおそれに関する申告、通知等がその通信の受信者又は公的機関からあったときは、その発信元となる契約者に対し、注意喚起を行うことができるものとします。

2 当社は、本条に規定する注意喚起のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報及び当社設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

3 本条の規定は、当社がサイバー攻撃等を完全に検知、遮断することを意味するものではありません。

第 59 条（第三者利用）

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。なお、一括請求サービスの利用は契約者に限り、かつ対象事業者料金に限るものとします。

2 前項の場合に、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者（以下「サービス利用者」といいます。）に対して、第 4 章（契約者の義務）その他利用規約等に定める契約者の義務を遵守させなければならないとせず、当該第三者が第 4 章（契約者の義務）その他利用規約等に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第 1 項の場合に、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第 60 条（利用責任）

本サービスの利用に関連して、契約者が対象事業者、他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が対象事業者、他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、対象事業者、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第 61 条（お客さま情報の保護）

当社は、本サービスの提供に関連して当社が知り得た個人情報および契約者の技術上・営業上またはその他の業務上の情報（個人情報を含まず、以下「お客さま情報」といいます。）を適正に取扱います。

2 当社は、個人情報につき必要な保護措置を行った上で以下の各号のとおり取扱い、契約者はこれに同意するものとします。

(1) 利用規約を含む当社との取引に関する判断及び管理（業務上の必要事項の確認や連絡を含みます。）の目的で、次号に定める個人情報を収集、利用します。

(2) 当社が利用する個人情報は以下に定める情報のうち、個人を識別しうる情報とします。

- ① 氏名、住所、電話番号等、契約者が本サービスの申込において当社に提出した情報
- ② 申込日、サービス利用状況等、契約者と当社の契約内容に関する事項
- ③ 支払状況、お問い合わせ内容等、契約者のサービス利用に係る情報
- ④ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

(3) 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社の業務を委託する第三者に、前号に定める個人情報を提供することがあります。

(4)当社は、当社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で個人情報の保護措置を講じた上で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

3 当社は、お客さま情報を以下の各号のとおり取り扱い、契約者はこれに同意するものとします。

(1) 当社は、お客さま情報を、当社が別に定める安全管理措置を講じて保護します。

(2) 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社の業務を委託する第三者に、お客さま情報を提供することがあります。

(3) 当社は、利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、お客さま情報を第三者に開示、提供しません。

第 62 条（準拠法・管轄裁判所）

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 63 条（分離可能性）

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

付則

この利用規約は、2026 年 10 月 01 日から改定実施します。

料金表

別表 1

1.解約金

40,000 円（税込 44,000 円）

2.概算請求支払等の支払精算方法

本サービスの料金等は、当社所定の算定方法に基づき算定した概算額をもって請求するものとします。当社は、当該概算額を受領後、実際の利用実績に基づき料金等を確定し、過不足が生じた場合には、次回請求時に調整する方法により精算を行います。